

ご苦労様でした清水町長さん



正に激動の中での四ヶ年、常に血の通った住民の立場に立って事を推められた輝かしい業績は筆や言葉で表わすことは出来ません。町

四年間に輝しい業績を残す

民等しく、大変ご苦労様でした。と心からお礼申し上げるとともにどうかこれからも、お体を大切になさる住民の一人として町の発展の為に力を貸して頂きたいと祈る気持ちであります。今となりますと色々の思い出が連想されてまいります。住民でもそうであったように常に職員を温く励ましてくれました。町民一人一人一日一回い

写真上 新町大火の際、巨知事
に消防署の設置を強く要請
写真下 2月1日町制施行を宣
言する町長



や週一回でも町がよくなるためにはそれぞれの立場でどうあるべきかを考えましょう。また、ある日は住民が黒崎町に生まれて、住んでああよかった、と思うような明るい町造りが行政のすべてに通じるものではないか。また、私達の町は平等の立場で話し合い、悩み合い、苦しむ中で町の発展が育つものでないか。物事一つを成して判断を誤らないように努力すべきでないか……などその言葉が焼きつくように残っています。退任のあいさつの中に「私は首長としてごくあつたままのことでありますが四年間能力・体力の続く限り連続投球したつもりですが、力足りず見るべきものはありせんが、成し遂げた結果は住民が力を貸してくれた住民の功績であり、また、職員の皆さんの業績

商工会

- ◎決算指導会
 - 一、日時 三月一、二、八、九日 九時三十分～四時まで
 - 一、場所 大野町商工会
 - 一、講師 五十嵐経理事務所 五十嵐忠司
- ◎経済大講演会
 - 一、日時 三月二十六日午後一時
 - 一、場所 大野町公民館
 - 一、演題 きたり来る商業大激動と緊急対応策
 - 一、講師 経営コンサルタント 西沢 昭寿
 - 一、主催 大野町商工会
 - 一、後援 黒崎町

騒音規制地域指定へ

新潟県では騒音規制法第三条に基づき黒崎町の一部を騒音規制地域に四月一日より指定することになりました。本町の指定区域は市街化区域とその周辺及び国道八号線沿線が指定される予定です。また今月中には騒音を発生する施設の所有者の説明会を開催の予定でありますのでご協力下さい。

ラッシュユ!

近年交通量は逐年、増加の一途をたどっており、特に午前七時三十分頃から、八時三十分頃の通勤時は車のラッシュユとなり、スワ町交差点から越後大野交差点附近まで車の長蛇の列が続く。

農地の権利移動 手続きは怠らせずに 後でむずかしい問題が生じます

黒崎町がこれから更に発展するなかで忘れてならないひとつには土地、農地の総合利用でありますその意味で農地法は、重要な役割りを果たしていると思えます。しかし、その手続きになりますと、むづかしいといわれますが権利移動調整手続きを怠りますと、月一回の農業委員会に申請届出する場合予め次の書類が必要で、なお申請、届出の内容についてもより行き届くようにご協力下さい。

- 縮尺二百分の一～三百分の一を原則とする(届出申請各一部、許可申請各二部)
- (申)申請土地附近の更正図五百分の一、六百分の一又は位置図一万分の一～五百分の一(届出申請各一部、許可申請各二部)
- (ハ)隣地耕作者等の同意書
- (ニ)当該土地改良区の受理証明書(届出申請 意見書(許可申請))
- (ホ)申請内容に必要がある場合は資金証明書(一般住宅以外の申請)
- (ロ)社会法人団体等申請
- (イ)申請書の部数 届出申請………三部

- (ウ)許可申請………四部
- (イ)申請土地の登記簿謄本
- (ロ)申請会社、法人、団体等の登記簿抄本
- (ニ)定款、議事録、事業(経営内容)の近況調査、最近の決算書
- (ホ)申請土地附近の平面図及配置図縮尺二百分の一～三百分の一(届出申請各一部、許可申請各二部)
- (ハ)申請土地附近の更正図五百分の一～六百分の一又は位置図一万分の一～五百分の一(届出申請各一部、許可申請各二部)
- (ニ)隣地耕作者の同意書
- (ホ)当該土地改良区の受理証明書(届出申請) 意見書(許可申請)
- (イ)資金証明書
- (ウ)農地法第四、五条申請の一般申請及び会社法人団体等申請には位置図を原則として二万五千分の一の図面一部添付する。

- 農地法申請に関する必要添付書類(参考)
- 一、農地法第三条申請
 - (イ)申請書の部数 届出申請………三部
 - (ウ)申請土地の登記簿謄本
 - (ロ)申請土地の登記簿謄本
 - (ハ)申請土地の登記簿謄本
 - (ニ)譲受人及び譲渡人が村外の場合は経営内容証明書
 - 二、農地法第四、五条申請
 - 一般申請
 - (イ)申請書の部数 届出申請………三部
 - (ウ)許可申請………四部
 - (ロ)申請土地の登記簿謄本
 - (ハ)申請土地の登記簿謄本
 - (ニ)申請土地の住民票抄本
 - (イ)申請土地の住民票抄本
 - (ロ)申請土地の住民票抄本
 - (ハ)申請土地の住民票抄本
 - (ニ)申請土地の住民票抄本



- 四十八年度交通安全スローガン
- ・運転者向け
- ・せまい日本そんなに急いでどこへ行く
- ・歩行者向け
- ・たしかめてまたたしかめて、ハイ横断
- ・子供向け
- ・ぼくしなけい道路のとびだしわるふざけ

児童手当の支給対象範囲が拡大

児童手当制度は、段階的に実施することとされており、昭和四十八年四月一日からは支給対象児童の範囲が次のように拡大されました。満十八歳未満の児童を三人以上養育し、生計を維持している場合に三人目の子供から一人月額三〇〇〇円を支給するもので、従来はそれのうち五歳未満の児童が含まれていなければならなかったのですが本年四月からは満十歳未満の児童(昭和三十八年四月二日以後に出生した児童)が一人含まれていれば手当が支給されることになりました。この度その拡大実施によってあらたに支給の対象になる人は、四月から支給することになりました。四月以降に申請のあった場合は申請のあった月の翌月から支給することになります。

交通遺児の悲しみ

「バカヤロー」ってどなられてみた、あのとき、ボクはまだ一年生だった。いつものようにボクの頭に手を置いて「いってくるよ」と言った、おとうさん大きくて暖かい手だった。ボクは、お父さんはスパーマンみたいに強いんだと思ってた。片手でボクをだいてくれた、肩車で動物園をぐるぐる回ってくれた。なのに交通事故で死ぬなんて、今ボクは六年

十七歳	非該当
十五歳	非該当
十三歳	月額三〇〇〇円支給
十一歳	月額三〇〇〇円支給
九歳	月額三〇〇〇円支給
七歳	月額六〇〇〇円支給

詳細については役場厚生課へお問い合わせ下さい。